

元気な地域づくり交付金交付要綱

制定：平成17年4月1日付け16農振第2367号

改正：平成18年4月3日付け17農振第2157号

農林水産事務次官依命通知

第1 農林水産大臣は、地域の創意と工夫を活かした「元気な地域づくり」を実現することを目的として地域が自ら定めた目標を達成するために、元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、元気な地域づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16農振第2365号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び元気な地域づくり交付金実施要領の運用（平成17年4月1日付け16農振第2366号農村振興局長通知。）に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する元気な地域づくり交付金は、予算科目における農山漁村地域活性化整備交付金（以下「元気な地域づくり整備交付金」という。）及び農山漁村地域活性化推進交付金（以下「元気な地域づくり推進交付金」という。）をいう。

第3 第1に規定する事業に要する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるとおりとする。

第4 別表の交付金種別の欄に掲げる元気な地域づくり整備交付金と元気な地域づくり推進交付金を相互に流用してはならない。

第5 元気な地域づくり交付金の交付限度額は、実施要綱第3及び実施要領第3に基づき採択された「元気な地域づくり計画」の交付限度額（実施要領第3第8項に基づき交付限度額が変更された場合は、その交付限度額）とする。

第6 元気な地域づくり交付金の年度ごとの交付額（以下「単年度交付額」という。）は、元気な地域づくり計画（地区）ごとに、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times A - B$$

A : 元気な地域づくり交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B : 前年度末までに交付された元気な地域づくり交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2 元気な地域づくり交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、別表の交付金種別の欄に掲げる元気な地域づくり整備交付金のうち(1)の のアの経費以外の経費については、元気な地域づくり交付金の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付さ

れた元気な地域づくり交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は、正副2部とする。

2 都道府県は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

第8 規則第2条の規定による申請書の提出時期は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。第12のただし書を除き、以下「地方農政局長」という。）が毎年度別に定める日までとする。

第9 都道府県は、規則第3条第1号イ又はロの規定により地方農政局長の承認を受けようとする場合は、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第10 規則第3条第1号イ又はロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業主体の変更

(2) メニューの新設又は廃止

(3) 別表の交付金種別の欄に掲げる元気な地域づくり整備交付金のうち(1)の アの経費とそれ以外の経費の相互間の流用

第11 都道府県は、規則第3条第2号の規定により地方農政局長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第12 適正化法第12条の規定による報告は、交付金の交付があった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、地方農政局長に提出しなければならない。ただし、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

第13 規則第6条の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、その提出部数は、正副2部とする。

2 第7第2項ただし書により交付の申請をした都道府県は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第7第2項ただし書に該当した各事業主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第7第2項ただし書により交付の申請をした都道府県は、第7第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第14 施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、それぞれ1件の取得価額50万円以上のものとする。

第15 実施要綱附則第2、第3及び第5により実施される事業に係る交付金の交付については、なお従前の例による。

別表

交付金種別	経費	交付率
<p>1 元気な地域づくり整備交付金</p>	<p>(1) 事業費 農村の振興を目的として実施する事業に要する経費 実施要綱第2第1項の別紙「元気な地域づくり交付金実施基準」の2の元気な地域づくり整備交付金(ハード)(以下「実施基準(ハード)」という。)の目的欄の1を目的として実施するメニューに要する経費</p> <p>グリーン・ツーリズム、都市農業の振興を目的として実施する事業に要する経費 実施基準(ハード)の目的欄の2を目的として実施するメニューに要する経費</p> <p>農業生産の基盤の整備を目的として実施する事業に要する経費</p> <p>ア 実施基準(ハード)の目的欄の3を目的として実施する基盤整備促進のうち土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に係るメニューに要する経費</p> <p>イ 実施基準(ハード)の目的欄の3を目的として実施するメニューのうち、上記のア以外のメニューに要する経費</p> <p>中山間地域等の振興を目的として実施する事業に要する経費 実施基準(ハード)の目的欄の4を目的として実施するメニューに要する経費</p> <p>地域提案メニュー 実施要綱第2第3項及び実施要領第2に基づき上記の～の事業と一体的に行う地域が提案する独自の取組に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費 都道府県附帯事務費 (1)の～の事業に係る事務であって、事業の実施、事業の推進、指導監督及び調査検討を行うものに要する経費</p> <p>市町村等附帯事務費 (1)の～の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費に対し、都道府県が経費を交付する場合における</p>	<p>実施基準(ハード)の目的欄の1を目的として実施するメニューの交付率(定額(1/3以内、1/2以内、5.2/10以内、2/3以内))</p> <p>実施基準(ハード)の目的欄の2を目的として実施するメニューの交付率(定額(1/2以内、2/3以内))</p> <p>実施基準(ハード)の目的欄の3を目的として実施するメニューの交付率 50%相当、55%相当、60%相当、80%相当</p> <p>(定額(1/2以内、5.5/10以内、6/10以内、2/3以内、8/10以内))</p> <p>実施基準(ハード)の目的欄の4を目的として実施するメニューの交付率(定額(1/3以内、4/10以内、4.5/10以内、1/2以内、5.5/10以内、2/3以内)) 上記の～に掲げる事業を補完する取組についてはそのメニューと同率。それ以外の取組については定額(4/10以内。ただし、の取組については4.5/10以内、沖縄県は2/3以内)</p> <p>定額(1/2以内)</p>

	当該経費	
--	------	--

交付金種別	経 費	交 付 率
2 元気な地域づくり推進交付金	<p>農業生産の基盤の整備を目的として実施する事業に要する経費 実施要綱第2第1項の別紙「元気な地域づくり交付金実施基準」の1の元気な地域づくり推進交付金(ソフト)(以下「実施基準(ソフト)」という。)の目的欄の内容を目的として実施するメニューに要する経費</p> <p>地域提案メニュー 実施要綱第2第3項及び実施要領第2に基づき上記の事業と一体的に行う地域が提案する独自の取組に要する経費</p>	<p>実施基準(ソフト)の目的欄の内容を目的として実施するメニューの交付率(定額(1/2以内))</p> <p>上記の に掲げる事業を補完する取組についてはそのメニューと同率。それ以外の取組については定額(4/10以内)</p>